

マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業 仕様書

プレジャーボート係留保管施設（以下「本施設」という。）の整備，維持管理及び運営に関し，次の項目について遵守し，実施するものとします。

1．用語の定義

- (1) フィッシャリーナとは，漁港においてプレジャーボートと漁船を分離，収容することにより，漁業生産活動の円滑化を図るための施設の総称で，フィッシュとアリーナを組み合わせた造語です。
- (2) プレジャーボートとは，船舶安全法第6条の5に規定する小型船舶（漁船法第2条に規定する船舶を除く。）であって，レジャー用に供される船舶です。
なお，本規定中では，水上バイク及びエンジンの推進機関を有しないプレジャーボートは含みません。
- (3) 長期係留保管施設とは，1年間の使用許可を行う係留保管施設とし，一時訪問係留保管施設とは，1日単位で使用許可を行う係留保管施設とします。

2．施設整備業務の内容

(1) 設計要件

本施設の設計，配置にあたって，神戸市都市景観条例及び同条例に基づくマリンピア神戸景観形成土地利用規制基準に適合すること。

本施設の整備区域は，明石海峡に面し潮流が早く，また風力・波力が直接本施設に達するなど特異の海象・気象条件を有するため，調査のうえ，これらに十分配慮した配置，構造，強度及び安全性の高い施設設計とすること。

本施設は，プレジャーボートが安全に係留できるとともに，利用者が安全に乗り降りできること。

放置プレジャーボート用としての本施設の必要隻数は約50隻とし，大きさ別の隻数は下記のとおりです。

- ・ 6 m以下プレジャーボート 25隻
- ・ 7 m以下プレジャーボート 25隻

岸壁と本施設の間には，必要に応じて渡し橋（タラップ）を設置すること。

侵入転落防止柵は，延長約318mとし，岸壁上に設置すること。

フィッシャリーナの前面水域は，航路筋にあたり漁船等が多数航行するため，プレジャーボートが安全に出入りできるように，安全標識や誘導灯

の設置等安全対策を講じること。

防波堤に渡り橋（タラップ）や係留保管施設を設置しようとする時は、「補助金等の予算の適正化に関する法律」に基づく許可が必要な場合があるため、事前に協議すること。

(2) 施工要件

フィッシャリーナ施設整備等事業に係る工事（以下「本工事」という。）の事前調査及び施工にあたって、必要となる関係官公署及び地元関係者（漁協、自治会等を含む。以下同じ。）に対する手続き、届出、説明会等は、市の承諾を得て行うこと。

本工事の施工にあたって、振動、騒音、塵埃等に関し、周辺住宅・商業施設等の環境へ支障を与えないようにすること。

本工事中、第三者に危害を与えないよう十分注意して、施工すること。

万一、トラブルが発生した場合、自らの責任でもって処理すること。

民間事業者は、事故防止及び安全確保の観点から関係法令等を遵守し、本工事の円滑な進捗に努めること。

防波堤の切削又は切除は認めません。

(3) 監理要件

本工事の施工に伴う監理は、民間事業者が責任をもって行うこと。

4. 施設維持管理業務の内容

(1) 保守点検要件

本施設の保守点検は、マニュアルを作成の上、適切に行うこと。

消耗部材は、定期的に交換、保守すること。

(2) 修理要件

本施設が損傷した場合、民間事業者は、適切に修理すること。

(3) 警備・警戒要件

警備・警戒区域は、別紙管理・清掃区域図に示す区域とする。

警備の内容は、本施設又は、係留プレジャーボートの汚損又はき損被害の防止、利用者の出入り監視及び一般者の無断侵入排除業務とする。

警戒の内容は、係留プレジャーボートの漂流事故、係留中の他の係留プレジャーボートとの接触事故等を招かないよう正しく係留されているかを確認する業務であり、1日1回以上行うこと。

(4) 清掃要件

清掃区域は、別紙管理・清掃区域図に示す区域とする。

清掃は，巡回のうえ毎日行うこと。

岸壁，防波堤では，利用者から排出されるゴミの放置等により汚損しないよう注意を払うとともに，汚損した場合，水洗浄等の清掃を行い，原状回復すること。

利用者から排出されるゴミは，マリニピア神戸内で処分することなく，持ち帰り処分するよう指導すること。

本事業により排出されるゴミを処分するため，フィッシャリーナ内におけるゴミ箱の設置は原則として認めない。

ゴミの処分は，事業用ゴミとして事業者の費用と責任でもって行うこと。

(5) 管理要件

利用者以外の者がみだりに本施設内へ立ち入らないよう規制，管理すること。

本施設内で魚釣りをしないよう管理すること。

人が本施設上で必要以上に立ち止まらないよう管理すること。

美観の保持及び防犯の観点から，係留プレジャーボート内に釣り道具等を放置しないよう指導するとともに，長期間運航しない場合などは，船体カバーなどを施すよう指導すること。

岸壁及び本施設に船体部品，釣り道具，ごみその他を放置しないよう管理すること。

岸壁，本施設で火気を使用しないよう管理すること。

本施設内で船の貝落とし，船体塗装等補修・保全行為をしないよう管理すること。

入出港時間は，午前 6 時から午後 11 時までとする。

5 . 施設運營業務の内容

(1) 利用募集要件

民間事業者は，長期係留保管施設に空きがある場合，契約等に基づき，利用希望者を年に 1 回以上募集すること。

(2) 利用受付・係船使用料徴収要件

長期係留保管施設の係船使用料徴収

民間事業者は，長期係留保管施設の利用者から，使用料金を徴収すること。

一時訪問係留保管施設の利用受付・係船使用料徴収

民間事業者は，一時訪問係留保管施設を利用する者に対し，利用の受付をするとともに，使用料金を徴収すること。

(3) 安全講習等

長期係留保管施設の利用者に1年1回、本施設利用の遵守事項及び安全航行のための講習会を行うこと。

プレジャーボート保険等に参加するよう指導すること。

(4) その他

本施設の運営（変更を含む。）にあたって、地元関係者等に説明する必要がある場合は、市の指示により行うこと。